

第15回役員選挙について

下記のとおり役員選挙が実施されます。評議員選挙の投票用紙は、登録者指定の連絡先に5月下旬に事務局から直接お送りしますので、送付される指定用紙を使って投票して下さい。登録者で投票用紙が6月初までに未着の場合は事務局までお知らせ下さい。なお理事長・理事選挙の投票用紙は評議員就任の確定後7月初旬に送付されます。

日本公衆衛生学会役員選挙告示

日本公衆衛生学会
第15回選挙管理委員会

評議員選挙告示

役員選出に関する規定（日本公衆衛生雑誌第61巻第5号243ページ）にもとづき、次のとおり評議員の選挙を行います。

1. 選挙人および被選挙人

平成26年4月30日までに登録した会員を選挙人とし、そのうち平成23年度から連続して会員の者を被選挙人とします。

2. 選挙の実施および方法

(1) 評議員の選挙は地域別、職能別に区分して同時に行います。

(2) 地域別は表1の都道府県の区分により、それぞれ登録した都道府県単位に選出します。

(3) 職能別は登録された職能にもとづき、表2の職能別および職能群別区分（A～F）に集約し各区分で選出します。

(4) 投票締切 平成26年6月16日（月）（当日消印有効）

(5) 投票用紙送付場所

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-29-8

公衛ビル内

日本公衆衛生学会選挙管理委員会

(6) 開票 平成26年6月20日（金）

(7) 開票場所 (5)と同じ

(8) 投票

(イ) 投票は無記名とし、1人につき地域別1人、職能別1人の被選挙人氏名を記入します。

(ロ) 投票用紙は本選挙管理委員会所定のもの（選挙人連絡先宛に送付するもの）を用い、かつ同封の封筒を用いて郵送して下さい（内封筒は無記名、外封筒は住所氏名を記入して下さい。外封筒に住所氏名のないものは無効とします）。

他の用紙等による投票は無効になります。投

表1 地域別評議員数

県名	登録 会員数	定数	県名	登録 会員数	定数
北海道	43	4	滋賀	27	3
青森	28	3	京都	37	3
岩手	10	1	大阪	109	7
宮城	28	3	兵庫	50	4
秋田	17	2	奈良	20	2
山形	7	1	和歌山	8	1
福島	44	4	鳥取	6	1
茨城	60	4	島根	21	3
栃木	38	3	岡山	19	2
群馬	17	2	広島	16	2
埼玉	82	6	山口	14	2
千葉	34	3	徳島	6	1
東京	544	29	香川	15	2
神奈川	72	5	愛媛	27	3
新潟	31	3	高知	17	2
山梨	11	2	福岡	38	3
長野	14	2	佐賀	5	1
富山	9	1	長崎	29	3
石川	22	3	熊本	8	1
福井	10	1	大分	8	1
岐阜	17	2	宮崎	9	1
静岡	21	3	鹿児島	22	3
愛知	64	5	沖縄	9	1
三重	15	2	合計	1,758	146

票用紙に他事記入のあるものは無効とします。

(9) 地域別評議員数と職能別および職能群別評議員数は表1と表2のとおりです。

3. 当選人の決定

(1) 地域別および職能別にその有効投票の最多数を得た者から順次当選人とします。

(2) 地域別および職能別とも同じ投票数の者が2人以上のときは委員長が抽選で当選人を決定します。

(3) 同一人が地域別および職能別の両方に当選した場合には得票数の多い方に決定します。

(4) 当選人が決定したときは選挙管理委員会が当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。

表2 職能別および職能群別評議員数・理事数

区分	職 能 別	登 録 会員数	評議 員数	理事 定数
A	1 医 師	390	21	2
	—Ⅰ行政系 (264)			
	—Ⅲ医療系 (79)			
	—Ⅳその他 (47)			
B	—Ⅱ教育・研究系 (374)	374	20	2
C	2 歯科医師 (68)	151	9	1
	4 獣医師 (13)			
	8 歯科衛生士・歯科技 工士 (14)			
	9 診療放射線技師・診 療エックス線技師・ 臨床検査技師・衛生 検査技師 (25)			
	12 養護教諭・学校保健 および体育系 (31)			
D	3 薬剤師 (20)	155	9	1
	10 管理栄養士・栄養士 (70)			
	11 理学療法士・作業療 法士・視能訓練士・ 言語聴覚士 (37)			
	16 生物・物理・化学・ 工学系 (28)			
E	5 保健師 (277)	352	19	2
	6 助産師 (13)			
	7 看護師・准看護師 (62)			
F	13 健康教育系 (73)	336	18	2
	14 社会科学系 (67)			
	15 衛生統計系(疫学も 含む) (78)			
	17 その他(上記に属さ ない教育・研究者等) (118)			
合 計		1,758	96	10

理事長選挙告示

役員選出に関する規定(日本公衆衛生雑誌第61巻第5号243ページ)にもとづき、次のとおり理事長の選出を行います。

1. 選挙人および被選挙人

評議員に選出された地域別、職能別の評議員名簿のすべての者を選挙人および被選挙人とします。

2. 選挙の実施および方法

(1) 評議員の互選により選出します。

役員選出に関する規定第21条第2項により、立候補、または候補者推せんを妨げません(立候補者名、推せん者名については、届出等の必要はありません)。

(2) 投票締切 平成26年8月1日(金)(当日消印有効)

(3) 投票用紙送付場所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-29-8

公衛ビル内

日本公衆衛生学会選挙管理委員会

(4) 開票 平成26年8月6日(水)

(5) 開票場所 (3)と同じ

(6) 投票

(イ) 投票は単記無記名とします。

(ロ) 投票用紙は本選挙管理委員会所定のもの(同封のもの)を用い、かつ同封の封筒を用いて郵送して下さい。

他の用紙等による投票は無効とします。

投票用紙に他事記入のあるものは無効とします。

3. 当選人の決定

(1) 有効投票の最多数を得た者を当選人とします。ただし、有効投票総数の5分の1以上の得票がなければなりません。

(2) 得票数が同じであるときは委員長が抽選で決定します。

(3) 当選人が決定したときは選挙管理委員会が当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。

理事選挙告示

役員選出に関する規定(日本公衆衛生雑誌第61巻第5号243ページ)にもとづき、次のとおり理事の選出を行います。

1. 選挙人および被選挙人

評議員に選出された評議員名簿の者を選挙人および被選挙人とします。

(1) 地域別理事については地域別に選出された評議員名簿によります。

(2) 職能別理事については職能別に選出された評議員名簿によります。

2. 選挙の実施および方法

(1) 理事の選出は地域別および職能別によって行います。

(2) 地域別は表3の7ブロックの区分より、そのブロックに属する地域から選出された評議員の互選により選出します。

(3) 職能別は表2の職能別および職能群別の区分により、その区分から選出された評議員の互選により選出します。

表3 地域別区分理事数

ブロック区分	都道府県名	登録 会員数	評議 員数	理事 定数
東北 北海道	北海道, 青森, 岩手, 宮 城, 秋田, 山形, 福島	177	18	1
東京	東京	544	29	3
関東 甲信越	茨城, 栃木, 群馬, 埼 玉, 千葉, 神奈川, 新 潟, 山梨, 長野	359	30	2
東北 海陸	富山, 石川, 福井, 岐 阜, 静岡, 愛知, 三重	158	17	1
近畿	滋賀, 京都, 大阪, 兵 庫, 奈良, 和歌山	251	20	2
中国 四国	鳥取, 島根, 岡山, 広 島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知	141	18	1
九州	福岡, 佐賀, 長崎, 熊 本, 大分, 宮崎, 鹿児 島, 沖縄	128	14	1
計		1,758	146	11

注：評議員数は各県ごとの合計であるため、ブロックの登録会員数を根拠とした理事定数と均衡しないことがあります。

(4) 投票締切 平成26年8月1日(金)(当日消
印有効)

(5) 投票用紙送付場所

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-29-8

公衛ビル内

日本公衆衛生学会選挙管理委員会

(6) 開票 平成26年8月6日(水)

(7) 開票場所 (5)に同じ

(8) 投票

(イ) 投票は単記無記名とします。

(ロ) 投票用紙は本選挙管理委員会所定のもの
(同封のもの)を用い、かつ同封の封筒を用
いて郵送して下さい。他の用紙等による投票
は無効とします。投票用紙に他事記入のある
ものは無効とします。

3. 当選人の決定

(1) 地域別および職能別にその有効投票の最多数
を得た者より順次当選人とします。

(2) 同じ得票数の者が2人以上のときは委員長が
抽選で当選人を決定します。

(3) 当選人が決定したときは選挙管理委員会が当
選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委
員会において決定します。